

議案第77号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年6月2日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（平成20年川崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第5条の次に1条を加える改正規定中「川崎市川崎区砂子1丁目10番地2」を「川崎市高津区二子6丁目14番10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者更生相談所の移転先を変更するため、この条例を制定するものである。